

議員提出第14号

憲法9条の改憲を行わないことを求める意見書

吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

平成30年9月21日

提出者 吉川市議会議員 佐藤 清治

賛成者 吉川市議会議員 濱田 美弥

〃 雪田きよみ

吉川市議会議長 中 嶋 通 治 様

提 案 理 由 口 頭

憲法 9 条の改憲を行わないことを求める意見書

安倍首相は 8 月 1 2 日下関市の講演会で「憲法改正案を国会に提出できるよう取りまとめを加速すべきだ」と述べ秋の臨時国会に提出する姿勢を示しました。

また 2 6 日の鹿児島市の講演で「いよいよ憲法改正に取りくむ時が来た」と述べました。

安倍首相は憲法 9 条「1 項、2 項をそのまま残し 3 項目に自衛隊を明記する」との考えを示しています。

2 項が保持を禁じる「戦力」とは別のものとして「3 項」に「自衛隊」を明記すれば 2 項の「制約」は自衛隊には及ばなくなり、海外での武力行使が可能になります。9 条 2 項の死文化と海外での武力行使こそ自衛隊 3 項明記論の狙いであることは隠しようがありません。

しかし世論調査をみても憲法の改正には反対が多数です。共同通信社の実施した全国電話調査でも「反対」と答えた人は 4 9 % で賛成 3 6 . 7 % を上回っています。こうした国民の慎重論に耳を傾けることなく国会に改正案を提出することは許されません。

憲法 9 条の改正は行わず、憲法の根幹の一つである平和主義を擁護する立場を維持するよう強く求めます。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

平成 3 0 年 9 月 2 1 日

埼玉県吉川市議会

提出先

内閣総理大臣

衆議院議長

参議院議長